

## ハ行子音の音価と表記：朝鮮資料『捷解新語』を中心に

奥村，和子  
九州大学大学院生

<https://doi.org/10.15017/10391>

---

出版情報：文献探究. 27, pp.1-8, 1991-03-31. 文献探究の会  
バージョン：  
権利関係：

# 八行子音の音価と表記

## — 朝鮮資料『捷解新語』を中心に —

### 一 朝鮮資料『捷解新語』の八行音表記

従来からも説かれてるように、古い日本語の具体的な姿、特に古代音韻の音価を考えようとするような場合には、いわゆる外国資料が貴重な手がかりとなる。仮名書き資料は、その表記体系から音韻体系等に迫ることができても、音価を考えることは困難である。日本語と外国語との対比資料から音価を考えることも容易ではないが、はつきりした手がかりがあるという点で注目される。

今回扱う『捷解新語』も、そうした外国資料の一つであって、ハングル表記によつて日本語の音を表そうとした、いわゆる朝鮮資料である。そのテキストとしては、現在までに

○一六七六年に刊行された（原稿は一六三六年以前に成立）『原刊本』

○一七四八年に刊行された『第一次改修本』（以下、『改修本』と称する）

○一七八一年に刊行された『重刊改修本』（第二次改修本が復刻されたもの。以下、『重刊本』と称する）

の三本及び『捷解新語文釈』（一七九六年）が確認されている。このうち『原刊本』『改修本』『重刊本』の三本の間には、当時の日本語をなるべく忠実に表記するために漸次改訂されてきたらしい点が見られるが、内容はほぼ同様である故、これら三本の比較によつて、当時における日本語の変遷状況をうかがうことができる。このような観点から、本稿では、とりあえず八行子音変遷の事情を考えてみたい。

まず、三本それぞれの巻一と巻十（書簡形式）における八行音表記を表にすると、次のようである。

ホ		ハ			フ	ヒ		ハ		原刊本	改修本	重刊本			
乙	甲	乙		甲 II	乙	甲 II	乙	甲 I							
호 ho		해 hæ	허 hye	히 pɥe	후 hu	히 hi	히 pi	하 ha	하 hæ	61	15	48	17	35	12
		0	0	0	26	0	16	0	7	0	0	7	0	1	19
		0	0	2	30	0	8	0	16	0	0	16	0	0	19
		1	0	0	22	12	0	7	1	0	0	1	0	0	1
		0	1	1	24	7	0	0	19	0	0	19	0	0	19
		1	0	0	21	11	0	6	1	0	0	1	0	0	1
		2	0	0	29	6	0	3	17	0	0	17	0	0	17

奥村和子

ハンゲルでは、唇的摩擦音の表記が困難であるが、本稿では一応甲式（Ⅰ・Ⅱ）表記を唇的摩擦音（Φの類）の表記と考え、これに對して乙式表記を非唇音（h）表記と考える。

甲Ⅰ式は、子音の唇音性を唇的介音ソラントによって示そうとする表記である。一方、甲Ⅱ式は、本来、有氣の唇的破裂音pを示すはずの表記であつて、それを唇的摩擦音表記に用いるのは不合理と言えるが、實際問題としては唇的摩擦音に甲Ⅱ式表記を用いたらしい例がしばしば認められる（注一）。現在韓国語における外来語の唇的摩擦音表記や、古い時代における外国語の唇的摩擦音表記でも、このような表記傾向が著しいのである。

以下、それぞれの音について考察する。

「ハ」―『原刊本』でㄱ（甲Ⅰ）表記

『改修本』・『重刊本』でㄱ（甲Ⅰ）・ㄱ（乙）両表記

『原刊本』の解題（注二）等からしても、『原刊本』における「ハ」音の表記は、甲Ⅰ式のものだけであつたと考えてよさそうである。これに對して、『改修本』・『重刊本』では乙式の表記が見られるようになる。『改修本』全体での両表記の使い分けがどのようなものであつたか、巻別・語彙別に調査した結果を次に記す。

④巻別

乙	甲	
7	1	一
0	8	二
8	6	三
6	9	四
2	10	五
1	7	六
3	4	七
7	10	八
6	20	九
0	19	十
40	94	計

⑤語彙別（○内の数字は用例数）

(a) 甲式表記のみのもの

- (十) 八⑩／宴⑨／判事⑧／拜見⑦／拜受②  
 はたまた②／針②／半分②／御牌①／早飯①  
 拝礼①／恥すかしき①／母(はは)①母(はは)①  
 嚙子①／播磨①／半月①／反する①／半道①  
 (b) 甲乙両式表記のあるもの  
 はるはる―甲⑦乙①  
 (御) 話し―甲⑥乙①  
 早う―甲⑫乙④  
 恥―甲③乙①  
 腹―甲③乙①  
 もはや―甲④乙②  
 晴らす(晴らし)―甲②乙①  
 はなはだ―甲①乙①  
 はじめて―甲①乙⑦  
 答―甲①乙⑧

(c) 乙式表記のみのもの

- 始め②／始め②／恥すかしい(恥ずかしう)②  
 御計らい①／秤①／二十日①／はなはだ①／浜端①  
 早々①／晴れやか①

巻別・語彙別のいずれにも、ある程度、両表記の使い分けが認められるようである。巻による使い分けには、巻の性質(例えば書簡形式等)や、それぞれの巻を改訂した人物の問題が関係してきそうだが、語彙による使い分けは、『重刊本』の解題(注三)にも述べられるごとく、「(Φ)hへの( )変化の初期は語彙的」であつたことを示すのであろう。(なお、『重刊本』では、語彙的な偏りが『改修本』よりも著しくなっている。)いずれにしても、三本における「ハ」音の表記は甲式から乙式へ移行しつつあるが、『改修本』『重刊本』においてそれはまだ過渡期的の状態にあると言える。

「ピ」—『原刊本』でㄷ(甲ㄷ)表記

『改修本』・『重刊本』でㄷ(乙)表記

『原刊本』では甲ㄷ式表記のみであったと考えられる。これに對して『改修本』では、他の巻に比べ文語的と考えられる巻十において乙式表記のみであり、既に乙式表記へ移行していたものと思われる。『改修本』全体の「ピ」音を調査してみても、甲式表記は現れない。

なお、三本いずれも、いくつかの語彙に限り「ピ」(と思われ)る(音がㄷ(pi)で表記されている)『改修本』では「批判」へ四29才へ五40ウへ「飛船」へ四21ウへ五5才へ(等)。これを「ㄷ」(と)いう音にあてられたものと解釈する説もある(注四)が、『捷解新語』では、この表記を「ピ」音に用いていることが多い(『改修本』では「便」へ一11才へ「備前」へ九37才へ(等)。ㄷ表記をもって『改修本』『重刊本』でもまだ「ピ」音が唇音性を保っていた」と解釈するよりはむしろ、これらの語彙における清濁の問題と考えるべきであろう。

「フ」—三本すべてㄸ表記

「フ」音は、現在でも唇音性を保っているもので、この時期のハ行子音変遷事情についての考察からは、とりあえず除外する。

「ハ」—『原刊本』でㄷ(甲ㄷ)表記

『改修本』でㄷ(甲ㄷ)・ㄷ(乙)両表記

『重刊本』でㄷ(乙)表記

\*ㄷとㄷの違いは子音によるものではないので、ここでは一括して乙式表記として扱う。

解題によれば、『原刊本』の「ハ」音には、ㄷ(他にㄷという綴りも用いられているようだが、いずれにしても甲ㄷ式表記のみ)と言える。これに對して『改修本』では、甲式表記と乙式表記の両方が見られるようになる。しかし、『改修本』全体を調査してみても甲式表記は巻十に認められる一例だけであり(乙式表記は

二十例認められる)、「ハ」音は、『改修本』成立の時点で、ほぼ乙式表記に移行していたものと考えて間違いないさそうである。

「ホ」—三本すべてㄸ(乙)表記

「ホ」音は、三本とも乙式表記と考えられるに統一されている。

甲式表記はI・IIともに見られないわけだが、甲I式については、母音調和の規則により、「(u o)」表記ができないという事情がある。同様の事情で「(u a)」表記の不可能な「ハ」においては、「(h o a)」表記をもって「(h u a)」に準ずるものとする事ができるが、「ホ」ではこのような方法もとれない。「(o)」の近似音「(ə)」を使って「(h u ə)」という形をとる事は可能だが、『捷解新語』では、普通「(ə)」を用いない(注五)。「ピ」「ハ」に「(h u i)」(「h u e i)」という表記が(可能であるにもかかわらず)見られないことと併せ、『捷解新語』の方針によるのであろうが、問題の残るところである。

しかし、「ホ」の甲II式表記は理屈の上では可能である。「ホ」の甲式表記が見られないことから、「ホ」音について、その唇音性の退化が早かったとする左記の推論も、甲II式表記の可能性を前提とする。

先にも述べたように、ハンゲルは唇的摩擦音を示す文字が無いため、韓国では古今を通じて外国語の唇的摩擦音の表記が問題になっている。そういう意味もあつて、ハンゲル資料は日本語のハ行子音音価考察には必ずしも適しないわけだが、今、仮に、この調査結果における「甲式表記」乙式表記」の変化を「(φ↓h)」として解釈すると、『捷解新語』三本におけるハ行子音は、大体

1「ホ」/2「ピ」/3「ハ」/4「ハ」

の順で唇音性を失っていったことになる。

ハ行子音の変化は、後続母音によつてその時期が異なつたのか。またそうであるとすれば、どの音が早く変化し、どの音が遅くまで

唇音性を保っていたのか。このような問題に関して、『捷解新語』三本の姿が果たしてどの程度の意味をもつのか。「フ」を除くいずれの音も甲乙両表記の区別が存し得るのであるから、『改修本』『重刊本』において、「ハ」の甲式表記の割合が「ヒ」「ハ」(あるいは「ホ」)のそれより多いということは、一応、意味を持つとも言える。

しかしながら、やはり、この種のハングル資料の価値には限界がある。以下、いろいろな観点からこの問題に関する検討を試みようとする所以である。

## 二 その他の外国資料

### 二—①中国資料

既に有坂秀世氏は、黄鑿系や訳官系等の、いわゆる近世唐音資料を用いて「ハ」音音価の変遷時期を推定されている(注六)。而して「ヒ」「ハ」「ホ」三音の音価変遷時期については、中国漢字音そのものの音価の変化などを考慮して結論を保留されたわけだが、例えば岡島冠山『唐話纂要』等において、唐代腔唇音のうち「反」「方」「法」などの〔fa〕が未だ「ハ」で写されているにもかかわらず、「飛・費・非」「風・封・逢」などは、それぞれ「フイ」「フヲ(ン)」で写されているという事実は注目される。

浜田敦氏は、中国資料『日本風土記』(一五九二年)の「ヒ」音に「虚・許」という喉音曉母の文字のみが用いられていることから、「ヒ」において比較的变化(φ↓h)の早かったことを示すものと解釈する旨を述べられている(注七)。また、大友信一氏は『書史会要』『日本国考略』『日本館訳語』『日本図纂』『日本一鑑』『日本風土記』といった一四世紀後半から一六世紀後半にかけての中国資料を調査し、匣母・曉母の用いられ方から

〔h〕音の発生し始めたと思われるのは、…一五四九頃からであり、『ほ』『へ』『ひ』などに次第にその勢力を得て、『

日本風土記』の当時には、『ひ』では相当程度の〔h〕音…の存在が推測し得る。

とされた(注八)。

ただし、中国資料には、漢字が表音文字でないという事その他、方言などの問題があり、その解釈は難しい。前記したハ行音表記における曉母の用いられ方についても、早くから「曉母の子音は後続母音(特に狭母音)により〔F〕に似た性質の音になりやすい」という有坂氏の指摘があり(注九)、前記浜田・大友両氏説に対する反論ともなっている。

また、これに関連して、『諸回向清規』『小叢林略清規』等、臨濟・曹洞系のいわゆる中世唐音資料においても、「ヒ」以外のハ行音表記が唇音系の字音(「方<sup>フ</sup>」「波<sup>ハ</sup>」「辺<sup>ヒ</sup>」等)に限られるのに対して、「ヒ」だけは曉母字音(「凶<sup>ヒョウ</sup>」「薰<sup>ヒョウ</sup>」「輝<sup>ヒョウ</sup>」等。普通は「喜<sup>キ</sup>」「呼<sup>フ</sup>」「頭<sup>トウ</sup>」等のようにカ行音表記がとられる。)の例が見られる(『講座国語史』—注十)。前記浜田氏説のような立場から、これをも「ヒ」のh音化と解釈すると、その時期はかなり遡り得ることになるが、『講座国語史』では、有坂氏説に準ずる立場がとられている。

### 二—②キリシタン資料

キリシタン資料は、表音文字というべきアルファベットを用いている点で、従来からその資料的価値が高く評価されているし、『ロドリゲス日本大文典』などにおける具体的な発音や音価の注記も使用方によっては極めて有意義なものとなる。

しかし、当時におけるポルトガル語の検討という難問題は残る。例えば、『天草版平家物語』等のキリシタン資料において、ハ行子音は〔f〕で表されているが、ポルトガル語にはいわゆる〔h〕音が無いから、その代用として〔f〕が使われた可能性もあり、キリシタン資料そのものから「当時のハ行子音の音価がまだ〔h〕でなかった」との断言はしにくい。ただ、感動詞に〔Ha〕(ロドリゲ

ス『日本文典』(「h a t t」)「コリヤード『日本文典』」などの表記例があり、一応、f と h とは書き分けられていたものと考えられる。

## 二 ③ 朝鮮資料

前記『捷解新語』より更に遡る資料『伊路波』(一四九二年)にも、既に「ホ」の乙表記が見られ、やはり「f が唇音性を失いかけて h に移るべきし」の表れではないか」とする見方がある(注十一)。相対的に考えて、臨済・曹洞系唐音資料における「輝<sup>ヒ</sup>・蕭<sup>シ</sup>」等を「ヒ」の子音の h 音化と見るような立場に比べれば、十五世紀末における「ホ」の子音の h 音化も早すぎるとは言えない。しかし、その一方で、キリシタン資料の姿等に比べての古さは気になるところである。いずれにしても、朝鮮資料の「ホ」表記については、甲 I 式表記が不可能であること等も含め、今後課題を残すとさえ言う。

## 三 国内資料

国内資料——いわゆる仮名書き資料からの音価考察が困難であることは先にも述べたが、全く手がかりがないというわけでもない。まず、学者等による発音法の記述(契沖『和字正濫抄』等)や、謡曲・平曲等の発音法を記した伝書類(『音曲玉淵集』等)がある。しかし、これらの資料の解釈にあたっては、問題が多い。例えば、近世中期以降の波多野流平曲譜本等には、「ハヒフへホほそくふき出せ」という記述があるが、これが当時の一般的発音であったとは限らず、むしろ、わざわざ注記しなければならないほど新しい音が広まっていた、という解釈も成り立つ。外国人による日本語の発音法注記のように、その必要性が明らかなものとは、かなり事情が異なるわけである。

また、「鋸」の「ノホキリ」形(『小川本華嚴經音義私記』・『新撰字鏡』等)／「ノコキリ」形(『大般若経字抄』等)の対立や、

「品陀<sup>カウタ</sup>」という人名に由来するらしい「普田入幡」が、近松淨瑠璃『冥途の飛脚』丸本で「こむた」と表記され、現在の発音と一致すること等の音韻変化現象から音価を推定するようなことも、全く不可能とは言えない。しかも、このようにカ行音と交替するハ行音の例が「ホ」に目立つことは、本稿の趣旨からして、注目したいところではある。しかし、いずれにしても、このような方法は傍証の域を出ない(注十二)。

## 四 方言

音価など具体相の考察にあたって、方言国語史的な方法が、今まで述べてきたような文献国語史的方法に劣らず有意義であることは既に説かれた如くである。当面扱っている問題のように、比較的新しい時代——中世以降の現象について考えるような場合には、特に有効であると言える。

具体的には、各地方のハ行音における唇音性の残存状態を見ることによつて、その変遷事情を考えようとするもので、新しく変化した音ほど、多く残っていると考えるわけである。

『日本方言学』(注十三)『日本方言音韻総覧』(注十四)をはじめ、諸方言報告書により、各地における唇音(Φ)の残存状態を確認すると、次のようである。(ただし、「フ」を除く)

- ハ
- 青森県(津軽)
- 秋田県(雄勝郡・南秋田郡)
- 山形県(庄内地方・西田川郡)
- 新潟県(白根市)
- 富山県(東部)
- 石川県(石川郡・南加賀)
- 長野県(下水内郡)
- 島根県(隠岐島)

長崎県（大村）

大分県

宮崎県（西臼杵郡）

鹿児島県（奄美大島大和村・宇検村・住用村・瀬戸内町・喜界島

・徳之島・沖永良部島）等

沖縄県（伊是名島・瀬底島・国頭郡・首里）等

七

青森県（津軽地方）

岩手県（岩手・下閉伊郡）

宮城県

秋田県

山形県（内陸地方・鶴岡市）

新潟県（中越・下越地方）

福島県

群馬県（北部・西南部）

長野県（下水内郡）

京都府（与謝郡・竹野郡）

鳥取県（米子市）

島根県（松江市・大原郡・隠岐島）

鹿児島県（徳之島）

沖縄県（伊平屋島・伊是名島・国頭郡・中頭郡・首里）等

八

青森県

宮城県

秋田県

山形県（鶴岡市）

福島県

群馬県（北部・西南部）

京都府（与謝郡・竹野郡）

島根県（松江市・隠岐島）

長崎県（大村）

鹿児島県（奄美大島・喜界島・徳之島）

沖縄県（国頭郡・首里・島尻郡）等

九

秋田県（雄勝郡）

山形県（庄内地方）

鹿児島県（奄美大島・加計呂麻島・与路島・喜界島・徳之島・沖

永良部島）

沖縄県（伊平屋島・伊是名島・瀬底島・粟国島・渡名喜島・久米

島・座間味島・渡嘉敷島・宮城島・沖縄島・池間島・宮古島・

石垣島・与那国島）等

まず言えるのは、「ホ」音における〔Φ〕の分布がきわめて少なく、しかも北と南の両極端に偏っているということであろう。これは、とりもなおさず、「ホ」音において、かなり早くから唇音性が失われていたことを表していると考えられる。

「ハ」音における〔Φ〕の分布は、関東・近畿等に見られない点で少し気になるが、残存状態という観点から見ると、決して「ヒ」「ヘ」に比べて少ないとは言えない。

### 五 唇音性の退化と母音

#### ——ワ行音との比較——

古くは、ワ行音（有声唇的摩擦音を含む）として、「ヰ（居る）」「エ（絵）」「ヨ（目的格助詞）」等の首節があったが、それらは、漸次〔wi↓i〕、〔we↓e〕、〔wo↓o〕という変化を起こした。即ちワ行音は、唇音性の退化という点で、ハ行音と共通している。而して、そのワ行音子音の唇音性退化においても、やはり母音の性格との関係が想定されて、注目される。

ワ行音において、ウ段の音が、古くからア行音との区別の対象に

ならなかったこと、現在まで唇的摩擦音wが保たれているのはア段音、即ち「ワ」のみであること等は、ここで詳述するまでもない。而してその事は、ウ段音を除けばア段音が最も遅くまで唇音的表記をとっていた『捷解新語』における八行音の姿と考え合わせられる。

また、いわゆる「定家仮名遣い」が、「イ／キ」「エ／エ」の区別は旧草子の表記によりながら、「オ／ヨ」の区別をアクセントによったこと等からすれば、「オ／ヨ」を音韻的に区別しなくなった時期は、「イ／キ」「エ／エ」のそれよりも早かつたであろうと考えられる。「オ／ヨ」の混同が早かつたということについては、この他、日本語の古い姿を反映していると言われる南島諸方言において、「イ／キ」「エ／エ」の区別が「オ／ヨ」に比べてはるかに厳密であるという事実(注十五)等も傍証になる。そして、混同した原因が「ヨ」音における唇音性の退化であるとすれば、「オ段の音において、唇音性の退化が早かつた」という点で、やはり『捷解新語』に見られる八行子音表記の変化傾向を思わせるものがある。中古期におけるオ／ヨの混同については、語頭のオが(○↓wo)という変化を起こしたとする説(注十六)が有力であるが、日本語音韻の内的変化としては、「wi↓i」「we↓e」等のような唇音性退化現象の一環として(wo↓o)の変化を考える方が自然であろう(注十七)。

## 六 結び

日本語の八行子音の音価が「p↓F↓h」という変遷を遂げてきたことは、従来の研究から、ほぼ明らかになっている。しかし、八行音のうち、どの音がいちばん早く変化したのか、二番目はどの音か。即ち、子音の音価変遷と母音との関係ということになると、中国資料から「ヒ・ヘの変化が早かつた」とする説、母音の性質や方言の状況などから「ハ・ホが早い」とする説等があるが、定説といえるものはまだないようである。

本稿では、『捷解新語』三本を中心に、多方面からの総合的な考察を試みたわけであるが、今後に俟つべき面が多いこと、言うまでもない。

注一——浜田敦氏「弘治五年朝鮮板「伊呂波」謄文対音攷」国語史の立場から——河野六郎氏「伊呂波」の謄文標記に就いて——朝鮮語史の立場から——『国語国文』第二十一巻第十号)／森田武氏「捷解新語国語索引并解題」(京都大学国文学会、昭和三十二年)等

注二——森田武氏「捷解新語国語索引并解題」

注三——安田章氏「重刊改修捷解新語解題」(重刊改修捷解新語本文、国語索引、解題)京都大学国文学会、昭和三十五年)

注四——大友信一氏「室町時代の国語音声の研究」(至文堂、昭和三十八年)十八頁

注五——森田武氏「捷解新語国語索引并解題」

注六——有坂秀世氏「江戸時代中頃に於けるハの頭音について」(『国語音韻史の研究』)明世堂、昭和十九年)所収)

注七——浜田敦氏「日本風土記山歌註解」

注八——京都大学五十周年記念論集「昭和三十一年」所収)

注九——有坂秀世氏「国語音韻史の研究」一九八頁

注十——『講座国語史(2)音韻史・文字史』(大修館書店、昭和四十七年)一二七頁

注十一——『講座国語史(2)』一九五頁等

注十二——有坂秀世氏「古音推定の資料としての音相通例の価値」(『国語音韻史の研究』所収)等参照

注十三——『日本方言学』(東条操氏編、吉川弘文館、昭和二十九年)一三二頁、金田一春彦氏執筆

注十四——『日本方言音韻総覧』(上野善道氏編、小学館、平成元年)



注十五―奥村三雄氏『方言国語史研究』（東京堂出版、平成二年）

四八四頁等

注十六―橋本進吉氏『国語音韻の研究』（岩波書店、昭和二十三年）

二二一頁等

注十七―有坂秀世氏『上代音韻攷』（三省堂、昭和三十年）六四六

頁／奥村三雄氏『方言国語史研究』四八八頁等

——九州大学大学院生